

千葉県君津児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称：	千葉県君津児童相談所
施設長氏名：	中村 和博
③評価日程	
利用者調査：	2024年10月中旬～11月中旬
自己評価：	2024年10月中旬～11月上旬
訪問調査：	2024年12月26日

④総評

【良い点】

○「家庭養育推進チームにより措置児童の環境の継続的な見直しを行う等、パーマネンシー保障に向けた取り組みに努めている」

国が目指す家庭養育を進めていくため、措置児童のパーマネンシー保障を児童相談所として目指す姿勢を持っており、千葉県モデルの創出を試みている最中である。そのために家庭養育推進チームを児童相談所内に設置し、令和6年から令和11年まで段階的に進めるための計画を前提として、現状把握を行った令和6年度の実績を踏まえ、令和7年度からパーマネンシー保障の研修機会の設定や社会的養育施設の施設長・職員に向けた研修会の開催、また警察との連携を積極的に進めていくこととしている。最終的には在宅ケースも含め、地域でこどもが育つための支援体制を構築するために市町村と社会的養育施設、里親とのより綿密な連携を想定しているが、すでに本チームにより家庭復帰の機会が模索されており、施設措置がゴールではないパーマネンシー保障に向けた取り組みが進み始めている。

【良い点】

○「関係機関との連携強化の取り組みが、こどもと家族の安全と安心な生活の保障につながっている」

市町・警察・施設等の関係機関とは、定期的に協議会や連絡会等の開催で、課題検討等や役割分担の確認をして連携強化を図っている。特に、管内市町職員研修では、リーダー研修、実務者研修と職層別に分けて実施している。実務者研修では、ロールプレイも行う等で、職員のスキルアップと相互理解を図っている。また、児童養護施設との連絡会でも、児童相談所から児童福祉の理念や役割等の講義をし、それぞれの体制や仕組みの理解を確認している。関係機関との連携強化の取り組みが、こどもと家族の安全と安心な生活の保障につながっている。

【更なる改善点】

●「職員の経験の蓄積や専門性の深化、さらにはOJT体制の維持等の観点から、中堅職員を安定的に配置していくことが望まれる」

児童相談所の業務が安定的、かつ、円滑に行うことができるための組織体制を構築し、必要な職員の採用・配置に取り組んでいる。ただし、勤務経験3年以下の職員が半数を超えていることや、OJTを担う中堅職員が少ないこと、児童心理司が勤務して3年程経過した後に児童福祉司として配置されること等が、職員の負担増はもとより、経験の蓄積や専門性の深化、安定的な育成体制の維持に支障が生じている点は改善が急務である。今後は、職員が同じ部署で長い期間勤務する体制とすることで中堅職員の数を増やし、組織体制の安定化を図っていくことが望まれる。

【更なる改善点】

●「受理ケースが増加する中、書類の管理を徹底していくことが期待される」

ニーズに対応する形で児童相談所の役割や機能のさらなる充実に取り組んでおり、職員が年々増加してきている一方、事務室のスペースが狭くなり執務スペースの確保が難しくなっている。加えて、受理ケースの増加に伴い、書類の保管について十分なスペースが確保できず、ケースファイルが職員の机の上に置かれていたり、一時的に事務室内の棚やカゴに置かれていることが常態化している。今後は、適切な取り扱いができるように書類の保管・管理方法を検討していくことが求められる。

<p>実施状況 【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択</p> <p>評価基準 s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態 a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態 b：「a」に向けた取組みの余地がある状態 c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態</p>

⑤第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（64項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
<p>子どもへの向き合い方が適切なものとなるように、県主催の研修や課内研修等の学びの機会を用意することでインテーク面接や発達障害のある子ども、非行傾向のある子ども等、さまざまな特性に応じた関わり方について共通理解が深まるように取り組んでいる。実際に、子どもが何を望んでいるかを第一に考え、適切な声かけや話しやすい雰囲気作りへの配慮等を意識しながら進めるようにしている。</p>	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか	○
【コメント】	
<p>子どもの権利ノートに沿う形で説明を行い、自らの権利について子どもの理解が進むように努めている。また、児童精神科等の受診や、より専門的な診断が必要な場面では、虐待対応協力医師制度の利用等、子ども一人ひとりの状況に応じて取り組んでいる。</p>	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8] 子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9] 援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10] 援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11] 子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12] 児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】 こどもの意見聴取等措置を踏まえ、こどもへの必要な説明や聴取した意向や意見の記録方法等、具体的な事柄を明確にしている。それぞれ担当した職員が記録に残して組織として状況を把握しつつ、確実な実施につなげている。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得よう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△
【コメント】 担当の児童福祉司や児童心理司がこどもの意見や相談内容等を受け止めつつ、援助方針や支援内容について丁寧に説明し、納得を得ている。一方、こどもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に児童福祉審議会の意見聴取を行うかの判断は、現在のところ、具体的な事例が発生した場合に検討する形で進めている。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	b
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
児童相談所の役割が発揮できるための組織体制を明確にし、それぞれの部署や役職に適した職員の配置に取り組んでいる。また、ニーズに対応するため全体の職員数を増やしている。ただし、年度途中で核となる中堅職員の人事異動があったことや、児童心理司の人員不足等、必要な職員体制が確保されていない状況は改善が望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	b
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	△
【コメント】	
相談受付から援助までの一連の業務内容が明確になっており、研修等を通して各職員の理解が深まるように取り組んでいる。また、複数の職員で対応することを基本としている。ただし、勤務3年以下の職員の割合が半数を超える状況の中で、日頃のOJT体制を維持することが難しい状況となっているため、中堅職員を安定的に配置していくことが望まれる。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	b
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	△
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	△
【コメント】	
安心して働きやすい職場づくりとして、メンター制度やブラザーシスター制度を取り入れている一方で、負担の蓄積により療養休暇となるケースもみられている。引き続き、心身の負担軽減に向けた具体的な対策を講じていくことが期待される。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	a
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
業務改善に向けて、今年度は県の児童相談所全体として会議の効率化に向けたプロジェクトを立ち上げて検討を進めている。また、県による監査が定期的に行われており、具体的な課題の抽出や改善策の検討を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	b
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	△
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△
【コメント】	
県主催の研修や課内研修、外部研修の受講等、学びの機会があることについて職員の満足度が高い状況がうかがえる。一方、学びの成果を確認するしくみの確立や、職員が有する専門性を深める観点での配置が望まれる。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	b
[No. 35] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	△
[No. 36] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	△
【コメント】	
データ入力された情報に部外者がアクセスできないようにパスワード設定等を行い、管理している。また、こどもや保護者等の個人情報が含まれる文書をそれぞれのケースファイルで時系列で保管している。なお、受理案件が増加する中、ケースファイルが一時的であれ事務所内の机上やカゴに置かれている状況は改善が急務である。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	a
[No. 37] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	○
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票等の作成手順は県全体で統一されている他、すべての記録について所内での決裁方法を明確に定めて確認している。また、県の文書規程および児童相談所運営指針に基づき、過去のケースファイル等は鍵のかかる部屋に格納し、必要な期間保管している。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
相談受付は相談支援課が担当しており、電話や来所等の手段により、適切なインテークが行われるように取り組んでいる。障害のある者については玄関先のスロープや車イスの設置、筆談等、個別に対応している。日本語が十分でない相談者に対しては、通訳サービスが活用できるように備えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】 相談者や通告者から必要な情報を把握するとともに、関係機関等へアクセスして情報収集を行い、受理会議で検討する一連の流れを整えている。また、全てのケースについてこどもとの面接を行うことを基本に取り組んでいる。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	○
【コメント】 受理会議の開催前に把握した情報を共有し、主訴、急ぎ確認すべき事項、こどもや保護者へのアプローチに際して必要なスタンス等を確認している。また、リスクアセスメントツールを用いて、こどもの安全確認の必要性が適切に判断できるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】 休日や夜間の受理については、チャット等を通して管理職が情報を確認できる体制を整えて進めている。また、身柄付き児童通告の場合の連絡体制が明確になっており、警察と連携して保護対応を行うとともに必要な調査を実施している。	

○子どもの安全確認・安全確保		第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか		a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている		○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている		○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている		○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている		○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている		○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている		○
【コメント】		
関係機関とも連携しながら、受理後48時間以内の安全確認を徹底している。また、立ち入り調査について、近隣のモデルハウスを会場にした警察との合同研修を実施しており、職員が実感を持って理解を深めることができるように取り組んでいる。		

		第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか		a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている		○
【コメント】		
こどもの安全確保を最優先し、躊躇せず一時保護を決定している。また、施設や里親委託、他の児童相談所とも協力しながら保護環境を整えている一方、一時保護所の定員が超過している状況が続いている。		

		第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか		a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている		○
【コメント】		
通告受理票、初期調査記録、安全確認会議候補リスト等、所定の様式に基づき調査結果を記録に残すしくみが確立されており、それぞれデータ入力して情報を蓄積している。		

○調査・アセスメント

	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
ジェノグラムをはじめ、調査結果に基づいて作成するツールを明確に定めて進めている。それぞれのアセスメントシートは複数の職員によりチェックしながら作成し、会議の出席者全員で調査結果を確認して判断に必要な情報の把握に努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
緊急度、リスク、家族関係支援の3種類のアセスメントツールを用いている他、市町村が使用しているアセスメントツールも同様のものとなっており、共通認識を図りやすい形で進めている。また、援助方針会議に市の担当者が出席する機会も用意し、一層の理解が進むように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
特定妊婦に対するアセスメントは市町村が行う等、役割分担を明確にして取り組んでおり、一時保護を検討するケースについては、出産後速やかに送致するといった対応をしている。また、転居ケースについては要保護児童対策地域協議会や児童相談所の間でのケース移管および情報提供を、全国児童相談所長協議会のルールに基づき進めている。	

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
週1回、定期的に援助方針会議を開催するとともに、開催前に担当職員がカンファレンス等を通して周到な準備を行ったうえで報告している。また、月1回、援助方針会議に弁護士が出席し、専門的な助言等が得られるようにしている。	
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
児童養護施設の小規模化により定員が減少しており、職員不足でケースが受けられないという状態が生じている。里親による養育では厳しいと判断されるこどももあり、スムーズな受け入れのため児童養護施設の施設長が入所調整会議に出席している。家庭復帰という選択肢を模索するため子どものアセスメントの見直しを市町の協力の下、実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針にあっては家庭養育推進チームが、ケースの方向付けを行っており、パーマネンシー保障を意識した援助方針を策定するように心がけている。年度末には援助方針会議は週に2回実施するなど、援助方針の策定・決定には慎重さをもって取り組むようになっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
市町側の意向をすべて満たすことが難しいケースもあるが、すべてのケースにおいて書面による確認ができるようにしている。警察が介入する面前DVのケースでは緊急を要するため書面がないことがあるが、一時保護については書面によってケース内容が確認されている。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	a
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	○
【コメント】	
児童相談所による支援と市町による支援との分担を行うことで、計画的な実施を心がけている。連携が必要なケースにあっても一定の手続きを経て計画的に支援が展開されるようにしているが、当児童相談所の対象圏域が広範であるため、在宅訪問支援の頻度が低下してしまうことが認識されている。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】	
ケース台帳によりすべてのケースの進行管理が行われている。特に状況の変化が生じたり、停滞しているケースについては、洗い出しを行い、管理職とグループリーダーとの共有が図られている。またグループリーダーは自分の班の担当者と面談を通じて進行管理を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】	
一時保護後の状況については都度、市町と共有している。措置児童については今年度から各市町の要保護児童対策地域協議会を通じて台帳管理を継続してもらう体制を作り始めている。担当となる児童福祉司は同協議会実務者会議においても情報を共有している。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
児童相談所運営指針に則り、児童相談所長同士の申し合わせにより対応を行っている。居所と住所が異なる場合にも管轄児童相談所と調整を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
移管先の児童相談所との協議を軸に情報提供、ケース移管を進めている。なお、移管先の児童相談所との関係形成はケースごとに異なるため、時間がかかってしまう場合もある状況がうかがえる。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	○
【コメント】	
移管完了まで対応を待たずに支援体制が構築できるような協議を早い段階で進めている。移管手続きが完了してからも1カ月は先方児童相談所の援助方針を引継ぎ、そのうえでの再アセスメントを実施するという手順を決めている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
施設措置までの時間を短くしようとする工夫をしているが施設入所の他、里親委託も複数候補から選択できるように進めようとしている。里親委託措置については、措置先の地域支援が受けられるように里親（こども）、市町、児童相談所の三者協議を軸として、フォスタリング機関と児童家庭支援センターも参加する「応援ミーティング」を開催しており、開催回数の増加を目指している。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
地域支援機関との個別支援会議を里親を交えて開催している。支援計画については今年度1月から書式が変更されることが決まっており、こども（就学児）の意向を聴取することが求められるものとなっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	○
【コメント】	
援助内容が変わる際には市町との協議や、応援ミーティングも含めて児童家庭支援センター、医療機関なども関わってもらっている。また施設見学だけでなく顔合わせのために施設職員が児童相談所に来て面会を行う等、こどもの援助内容変更の際の精神的な負担を下げようとしている。	

○社会的養護時における援助	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
施設、里親への訪問を年に1回以上として実施している。また、こどもの原家庭が居住する市町の担当者が訪問の同行を行い、こどもの状況を一次情報として把握するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	○
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
援助方針の見直しはケース進行管理を始めてから進み始めているが、すべてのケースについて定期的見直しまでは達成されていない状況がうかがえる。パーマネンシー保障のためにケースの洗い出しや要保護児童対策地域協議会への出席などを通じて施設に措置されたままになっているこどもがいないかを確認している。モデルケースを設定し、家庭養育推進チームが中心となって援助方針の見直しを進めようとしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	s
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	○
【コメント】	
施設から提出される自立支援計画を踏まえ、施設訪問には家庭養育推進チームが必ず同行し、自立支援計画の策定に関与するようになっている。同チームの配置によりこどもが施設措置のままになってしまわないよう、見直しがされている。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
県が策定した虐待対応マニュアルに則り、面会通信制限、接近禁止を行うようにしているが、該当するケースが少ないのが実情となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	a
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
措置された子どもから直接児童相談所に電話連絡されることもあるが、その場合、緊急会議を開催して当該児童からの聴取を必須としている。また、各種報告や調査等、一定の手続きを進めていくことが決められている。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
面会交流の状況、保護者との関係変化等を踏まえ、一時帰宅中の支援体制を確定したうえで、会議によって一時帰宅が決定されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
要保護児童対策地域協議会で措置児童のケース台帳を管理することになったため、措置解除後の支援継続が円滑に進んでいる。また施設退所後のアフターケアについては、施設長からの意見聴取を行い、施設から書面でも出してもらうという形をとっている。措置解除の前には、子どもの意見聴取を必ず行い、様々な状況を想定しておき、保護者にも解除説明を実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
措置解除前には、個別支援会議において市町、医療機関、学校、教育委員会が参加して十分な検討を行うようにしている。市町が自らの役割について確認をすることが多い。また解除後の再介入も念頭に置き、指導委託などの選択肢を検討し、市町がケース台帳の管理を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	○
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
月1回、もしくは2、3か月に1回は訪問して措置解除、保護解除後の状況を把握している。なお、解除については援助方針会議において、こどもの意向を尊重するように心がけている。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	a
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	○
【コメント】	
こどもの状況に応じて、千葉県としての児童自立生活援助事業のフロー図等を利用しながら、相談の受付から調査、利用の決定まで適切に判断し、こどもたちの将来を支える体制を取っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要に応じて支援等を行っているか	a
[No. 143] 子どもが18歳以上となっても、必要に応じて支援等を行っている	○
【コメント】	
18歳以上で自立する子どもには、大人としての権利を尊重し、保護者との関わりを拒否している子どもなどには、支援措置等の助言をしている。児童自立生活援助事業の利用希望者には、インテークを丁寧に行い、利用開始までの間の支援については市町へつないでいる。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】	
里親養育支援には、里親担当福祉司と家庭養育推進チームが対応している。家庭養護を推進するために、児童相談所、フォスタリング機関、児童家庭支援センター等で組織する君津児童相談所管内里親支援機関連絡協議会が中心で取り組んでいる。児童相談所からは、連絡協議会に家庭養育推進チームが参加し、連携と協働の基盤を作っているところである。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】	
里親希望者には、里親担当児童福祉司が面接を行い、里親制度及び社会的養護について理解を深めてもらい、支援者となるように説明している。今年度から里親希望の相談・研修・調査・認定までの流れがわかるように、進行管理を実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組を行う際には、子どもにとっての最善の利益を最優先に、里親の事情でなく養育環境、姿勢等で判断し、子どもの意思確認と実親の同意を得て進めている。近年は対象となるケースが少ないが、家庭養育推進チームが中心となりパーマネンシー保障の観点から、ケースの洗い出しと調整をしている。養子縁組希望者には、児童相談所からの委託だけでなく、民間あっせん機関への登録も検討するように促している。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
養子縁組成立後は、半年間の継続指導か児童福祉指導で支援していくことを、養親に説明して実施している。また、市町の児童家庭支援センターの訪問だけでなく、フォスターリング機関や里親支援センター等の行政機関と異なる民間支援機関との連携も視野に入れて、安定した養育支援体制が構築されるよう努めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携や支援等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】	
民間あっせん機関とは、定期的な連絡会は開催していないが、通知に基づき連携を図っている。養子縁組については、同居児童届が提出され状況確認依頼があった際に、児童相談所が訪問調査をしている。また、その他に家庭裁判所からの交流調査要請で対応している。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 インテークについては、児童相談員が対応している。傾聴し必要な情報収集をし、相談に至る背景とニーズの把握に努めている。専門性向上のために、計画的に主管課の研修や外部研修に参加して研鑽に努めている。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 保護者には、アセスメントや判断と援助方針とその理由及び見通し等を、資料、パンフレット等を用いてわかりやすく説明している。面接で聞き取った内容は、経過記録に記載し共有化している。また、援助方針決定前でも場面ごとに報告し、審査請求や行政不服申し立て等についても説明している。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 施設入所等の保護者の同意が必要な際には、援助方針会議の結果の理由を説明して、書面等を使い保護者が理解できるように努めている。なお、理由を説明しても保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合は、児童福祉審議会に申し立てをし意見具申している。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
こどもが在宅で保護者に必要な支援をするケースは、援助方針会議での経過報告日や計画の見直し時期を設定し、援助方針会議で必要な措置を検討している。保護者が指導や勧告に従わない場合で、こどもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある時には、一時保護等でこどもの福祉を守っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子関係の再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子関係の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子関係の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
親子関係の再構築に向けては、家族関係支援のアセスメントシートを活用し援助指針を策定し、計画的に支援をしている。今年度より家庭養育への移行を推進するために、相談支援課に「家庭養育推進チーム」を立ち上げ、定期的にカンファレンスを行い進捗状況の確認をし、家庭養育推進に力を入れて取り組んでいる。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
定期的に管内要保護児童対策地域協議会、管内警察署との連絡会を実施し、協議事項の検討、役割分担等の確認をし連携を図っている。また、管内市町職員研修の実施や適宜助言等を行うことにより、千葉県子ども虐待対応マニュアルの共通理解を図っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
管内要保護児童対策地域協議会、市町要保護児童対策地域協議会で、役割分担や連携方法等で協議している。児童相談所と市町との職員同士の交流機会は、相互の連携や情報交換並びにこども虐待対応能力等の専門性向上のための研修等（事例検討含む）を行うための君津児童相談所管内子ども虐待対応部署等職員連絡協議会（管対協）を設置、対応のあり方や連携のあり方などを共有するなど、相互理解を深めている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
市町からの事案送致や援助依頼には、速やかに必要な情報を収集し、所内で情報共有後に緊急会議で対応を検討している。勤務体制によっては、チャットで連絡を取り合い対応を協議することもある。また、市町からの日常的な相談や依頼に対しても、当日中の回答を心がけている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭センターがある場合には、適切な連携を行っている	○
【コメント】	
管内要保護児童対策地域協議会において、地域の実情に合わせた行政説明を実施予定である。弁護士、医師等への専門分野に関する相談にも、市町から援助依頼があれば対応ができるようになっている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	a
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	○
【コメント】 管内要保護児童対策地域協議会の定期的な実施やグループリーダー児童福祉司が市町要保護児童対策地域協議会へ出席し、協議事項の検討、役割分担等の確認をし、助言・指導を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	○
【コメント】 君津児童相談所管内子ども虐待対応部署等職員連絡協議会（管対協）において、管理職向けや実務者向けなど階層別の研修会を実施すると共に、各市町の子ども家庭相談等を担う職員向けに会議見学や児童相談所の業務概要説明会を実施し、市町からの問い合わせ含め適宜助言を行うなどで、資質向上の取り組みを行っている。	

○都道府県児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	b
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会に子どもから申立てを行えることを子どもに説明している	△
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースは、未成年後見人を申立て、児童福祉法第28条の申立てについて意見具申を行っている。意見具申の際は、情報を整理した資料を提出している。なお、こどもへの説明は十分でなく、説明用のツール等を検討していきたいとしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な情報提供や報告を行っているか	a
[No. 185]児童福祉審議会に対して必要な情報提供や報告が行われている	○
【コメント】 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっており、該当するケースについては、援助方針会議で十分に検討を重ね、児童福祉審議会に意見具申をしている。提出資料は、事例の詳細や検討事項を具体的にわかりやすく記載し、必要な情報提供や報告をしている。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	a
[No. 186]家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187]ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	○
[No. 188]療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189]都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	○
【コメント】 ひきこもり等の相談については、対象ケースはないが、各種施策に応じて対応している。障害児支援に関しては、保健師が中心となり、地域の在宅医療障害児に対して連携を図っている。	